



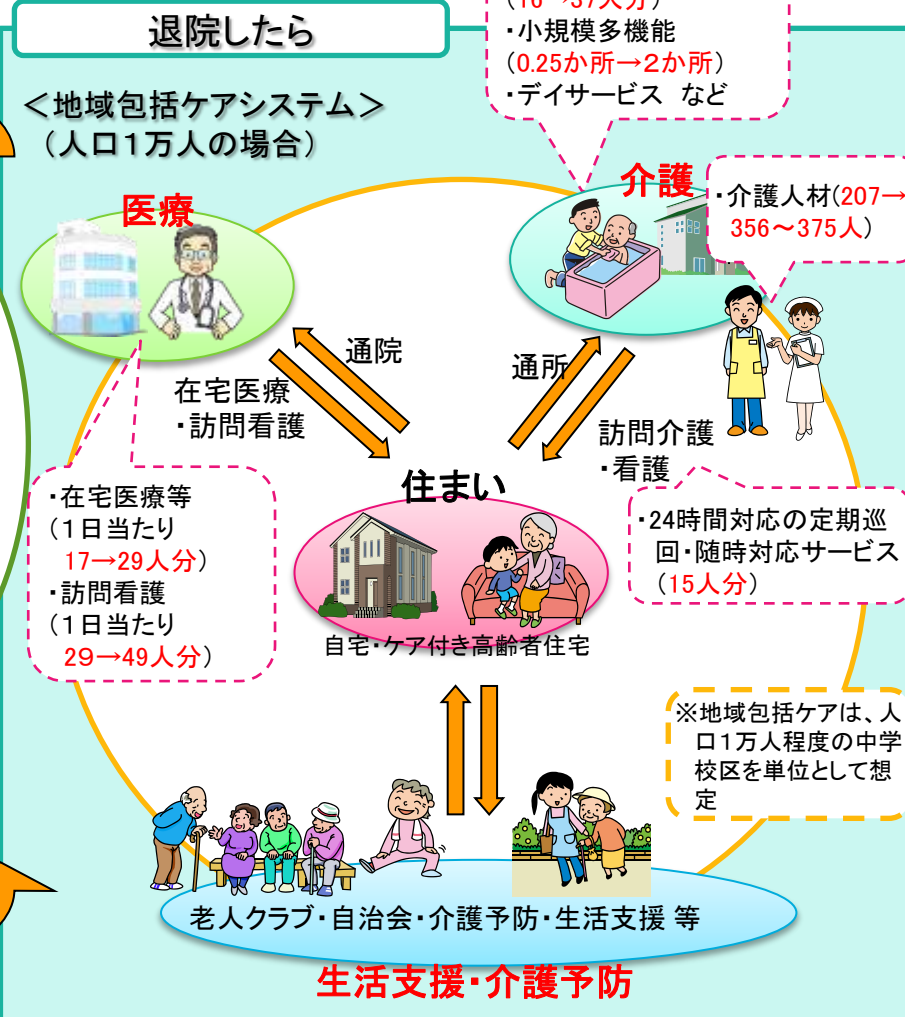
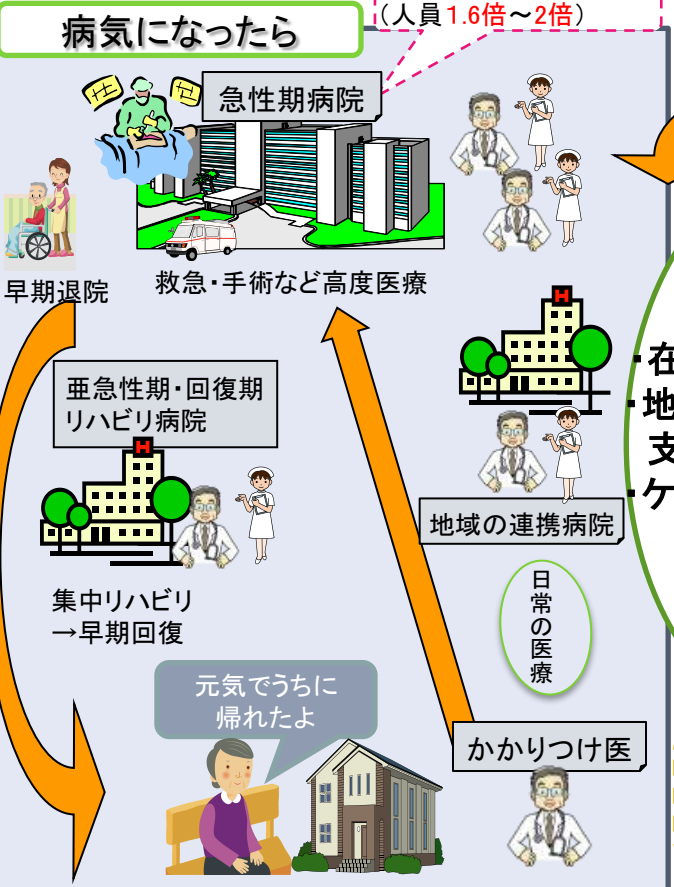
6 介護保険サービスとの連携について

～地域包括ケアの推進～

- 高度急性期への医療資源集中投入などの入院医療強化
- 在宅医療の充実、地域包括ケアシステムの構築

どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会へ

改革のイメージ



・地域の病院、拠点病院、回復期病院の役割分担が進み、連携が強化。
・発症から入院、回復期、退院までスムーズに行くことにより早期の社会復帰が可能に

※数字は、現状は2011年、目標は2025年のもの

地域包括ケアシステムについて

【地域包括ケアを実現するための5つの視点による取組み】

- ・次の5つの視点での取組みが**包括的**(利用者のニーズに応じ、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」を適切な組み合わせることによるサービス提供)、**継続的**(入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供)に行われることが**必須**。

介護



○介護サービスの充実強化

- ・特養などの介護拠点の緊急整備
- ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化

医療



○医療との連携強化

- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
- ・介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施

生活支援



○多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

- ・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援(見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス)サービスを推進

予防



○予防の推進

- ・できる限り要介護状態とならないための予防の取組や自立支援型の介護の推進

日常生活圏域

(30分で駆けつけられる圏域)

住まい



○高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備

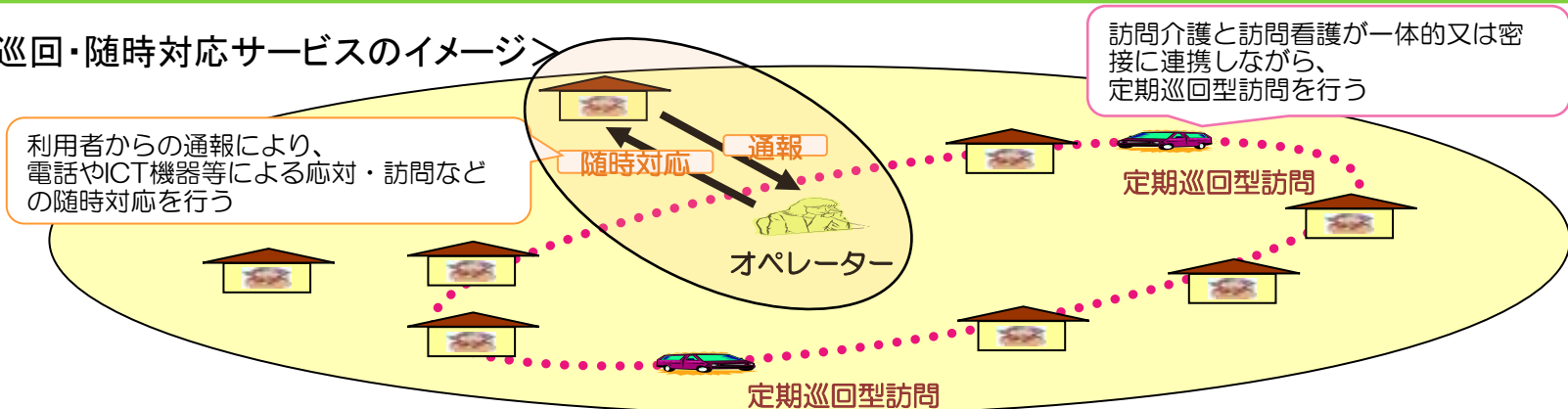
- ・一定の基準を満たした有料老人ホームと高専賃を、サービス付き高齢者向け住宅として高齢者住まい法に位置づけ



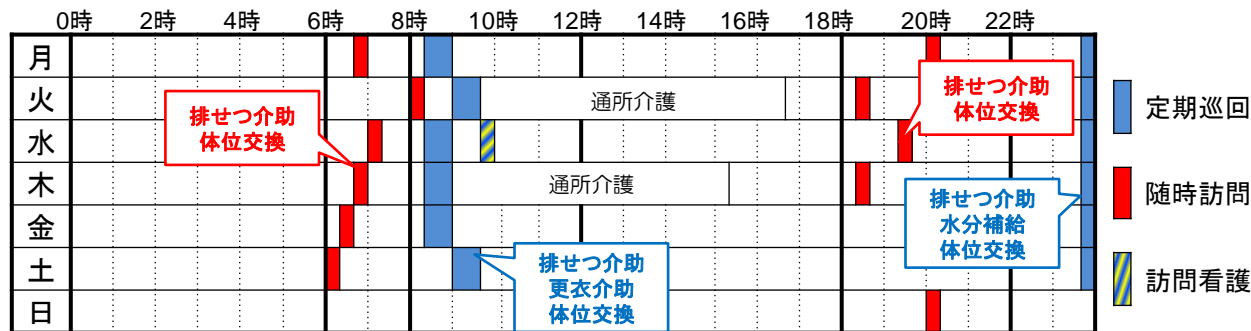
24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの概要

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、**重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足**していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して**医療と介護との連携が不足**しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「**定期巡回・随時対応型訪問介護看護**」を創設(2012年4月)。
- 2012年9月末現在では、56保険者(市町村等)、77事業所が指定。

＜定期巡回・随時対応サービスのイメージ＞



＜サービス提供の例＞



- ・ **日中・夜間を通じて**サービスを受けることが可能
- ・ **訪問介護と訪問看護を一体的に**受けることが可能
- ・ 定期的な訪問だけではなく、**必要ときに随時サービス**を受けることが可能

＜参考＞

1. 第5期介護保険事業計画での実施見込み

平成24年度	平成25年度	平成26年度
189保険者 (0.6万人/日)	283保険者 (1.2万人/日)	329保険者 (1.7万人/日)

2. 社会保障と税の一体改革での今後の利用見込み

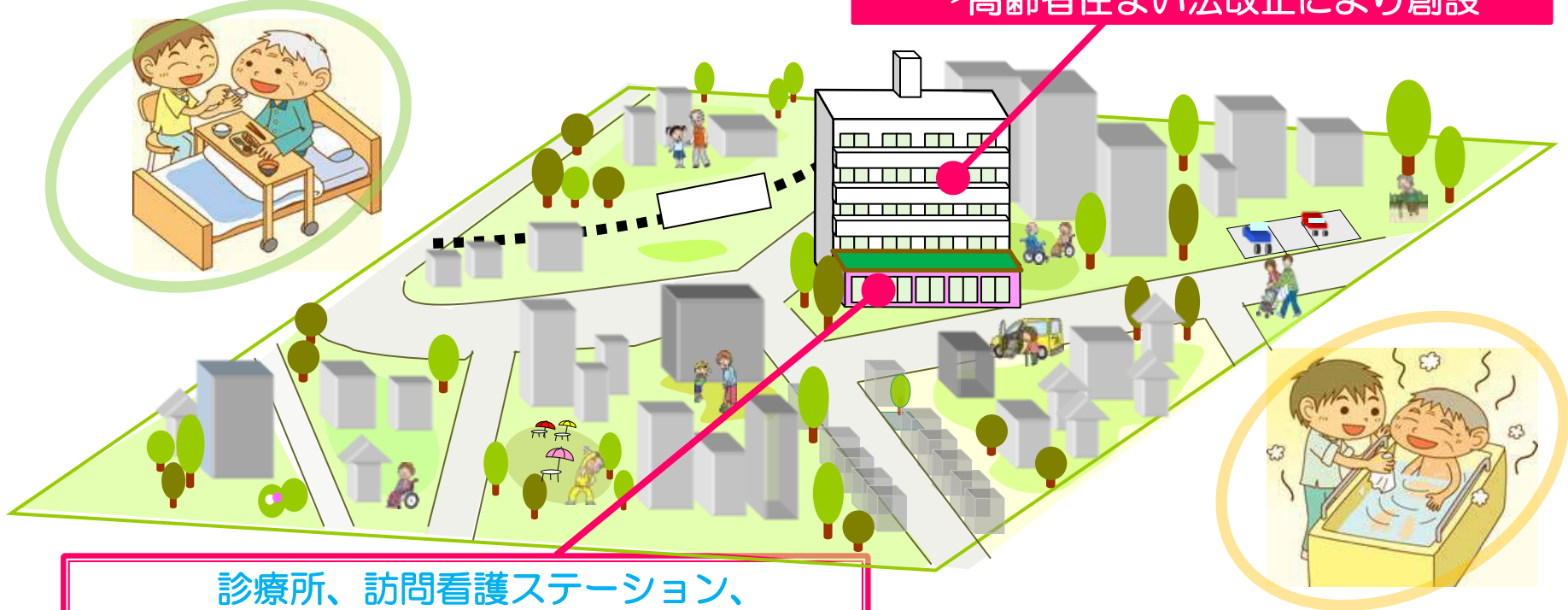
平成27年度	平成37年度
1万人/日	15万人/日

サービス付き高齢者向け住宅と介護保険の連携イメージ

日常生活や介護に不安を抱く「高齢単身・夫婦のみ世帯」が、特別養護老人ホームなどの施設への入所ではなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能とするよう、新たに創設される「サービス付き高齢者向け住宅」(高齢者住まい法:国土交通省・厚生労働省共管)に、24時間対応の「定期巡回・随時対応サービス」(介護保険法:厚生労働省)などの介護サービスを組み合わせた仕組みの普及を図る。

24時間対応の訪問介護・看護
「定期巡回・随時対応サービス」
→介護保険法改正により創設

サービス付き高齢者向け住宅
(国土交通省・厚生労働省共管)
→高齢者住まい法改正により創設



診療所、訪問看護ステーション、
ヘルプステーション、
デイサービスセンター、
定期巡回・随時対応サービス (新設)

住み慣れた環境で必要なサービスを受けながら暮らし続ける



7 高齢者向け住まいの課題

課題①【サービス付き高齢者向け住宅の供給について】

最近の課題

- サービス付き高齢者向け住宅の供給に伴う高齢者の集住により、**介護保険サービスの需要が高まり、保険者の負担が増えることを懸念する市区町村**がある。
- 住宅の登録権者が都道府県であり、サービスの保険者が市区町村であることから、「**介護サービスのニーズ**」と「**サービス付き高齢者向け住宅の供給**」が合致しないおそれがある。

現行制度の概要

- 都道府県は「**高齢者居住安定確保計画**」を定めることができるものとされており、当該計画に照らして適切なものであることが、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準となっている。

【登録の基準】

- ・ 床面積
- ・ バリアフリー構造
- ・ 状況把握
- ・ 生活相談を実施することなど
- ・ **高齢者居住安定確保計画に照らして適切であること**



対応方法（厚労省事務連絡）

都道府県計画

- 高齢者向け賃貸住宅の供給目標
- ・ 住宅の供給促進
- ・ 介護サービス事業等の施設の整備促進 など
- 計画期間

市町村 (市町村計画)

法定協議

市町村別の供給目標を記載

都道府県計画

- 高齢者向け賃貸住宅の供給目標
- ・ 住宅の供給促進
- ・ 介護サービス事業等の施設の整備促進
- ・ **市町村別のサービス付き高齢者向け住宅の供給目標** など
- 計画期間

参考：平成24年7月2日付け事務連絡（高齢者支援課）
「サービス付き高齢者向け住宅の適切な供給に係る事務の取扱いについて」

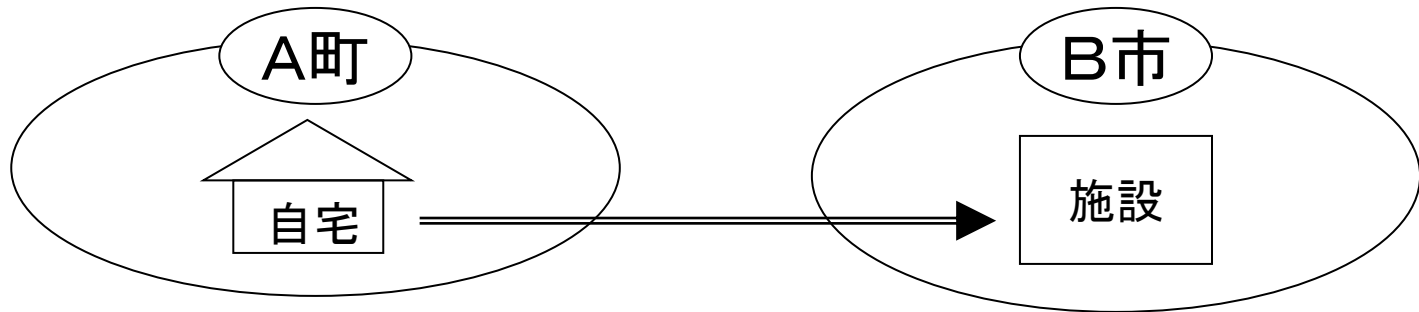
- ・ 供給目標を大幅に上回るものでないことを登録基準とすることができる
- ・ 市町村の意見を踏まえて、地域の需要に応じた適切な供給目標を設定できる

【参考】住所地特例制度について

制度の概要

- 介護保険制度においては、各人はその住所地の市町村の被保険者となり、それぞれの地域のサービス水準に見合った当該市町村の保険料を負担するのが原則である。
- しかしながら、介護保険施設等については、施設の所在する市町村の財政への配慮等の観点から、特例として、入所者は入所前の市町村の被保険者となり、入所前に住所のあった市町村が保険給付を行う仕組みを設けている。
(住所地特例・介護保険法第13条)

<例> A町の自宅に住んでいた高齢者がB市の介護保険施設等に入所する場合



A町とB市の役割分担

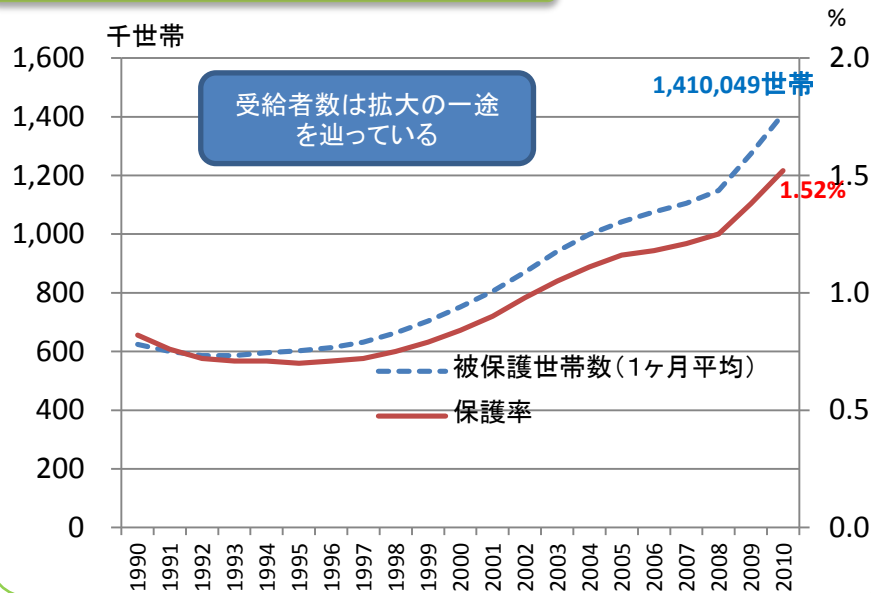
住所	B市
住民税	B市
行政サービス	B市
介護保険の保険者	A町

→ B市の住民であるが、介護保険に関してのみA町の被保険者となる。
(A町が定める保険料を支払い、保険給付もA町から受ける)

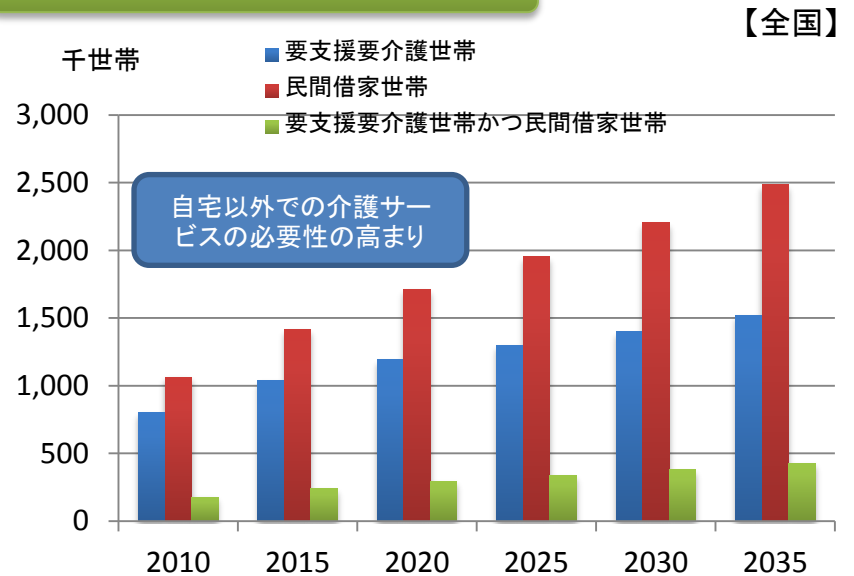
課題②【低所得高齢者の住まいについて】

背景：人口構成の変化

① 生活保護受給者の年次推移(実績)



② 単身者・借家住まいの増加(推計)



今後の課題

- 高齢者の「居住」の場は、数量的に限界があるため、今後も適切な供給を図るための施策が必要。
- 医療・介護の必要性が高い者から施設で受け入れられる場合、軽度のサポートのみを必要とする高齢者に対するセーフティネットが機能しなくなるおそれ。

想定される今後の施策

- 住宅部局と福祉部局の連携、民間事業者との連携など、ネットワークの形成も視野に。
- セーフティネット機能としての有料老人ホームの役割を認識した指導。

課題③【高齢者向け住まいの情報提供について】

背景と考え方

- 福祉の根幹である「住まい」の問題については、福祉部局単独での施策展開には限界がある。
 - ・ 入居希望者に提供するための住宅情報(バリアフリー対応の有無、高齢者の受け入れ状況、連帯保証人の必要性の有無、空き家の状況など)を把握することが難しい。
 - ・ 入居契約などの居住サポートについて熟知していないため、きめ細かなフォローが難しい。
- **居住支援協議会を活用したネットワーク**を通じて、民間の不動産業者・住宅管理業者やNPO等の居住支援団体との連携が進めば、このような「弱点」を補うことが可能となる。
- 福祉部局には、共有された情報を高齢者向けに提供する「窓口」としての機能が期待される。

・ 民間住宅市場の状況把握

不動産業者

・ サービス付き高齢者向け住宅や公営住宅の状況把握

住宅部局

・ 契約書作成等の入居支援

居住支援団体

○ 公・民を問わない高齢者向け住まいの情報

○ 高齢者が安心して入居するためのサポート情報

福祉部局

・ 有料老人ホーム等の状況把握
・ 高齢者に向けた情報の発信窓口
(地域包括支援センターなど)

○ 高齢者の心身の状況、収入等に応じた住宅関連情報の提供

高齢者

【参考】居住支援協議会の概要（国土交通省との連携施策）

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携（住宅セーフティネット法^(※)第10条第1項）し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。

(※) 住宅セーフティネット法は平成19年に施行

○ 概要

(1) 構成

- ・ 地方公共団体の住宅担当部局及び自立支援、福祉サービス等担当部局
- ・ 宅地建物取引業者や賃貸住宅を管理する事業を営む者に係る団体
- ・ 居住に係る支援を行う営利を目的としない法人等

(2) 役割

- ・ 居住支援に関する情報を関係者間で共有・協議した上で、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し必要な支援を実施

(3) 設立状況

23協議会が設立（H24.9.13時点）
（北海道、岩手県、福島県、群馬県、埼玉県、東京都江東区、東京都豊島区、神奈川県、富山県、愛知県、三重県、京都市、兵庫県、神戸市、島根県、岡山県、香川県、徳島県、福岡市、熊本県、熊本市、宮崎県、鹿児島県）

(4) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

- ・ 補助限度額：協議会あたり1,000万円
- ・ 予算額：H24年度 7億円の内数

